

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 6. 地域活性化の推進 施策 ⑦ 総合特区の推進
	政策の達成目標	「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)」として、2017 年度までに集中的に取り組を進め、次のことを目指すと定められている。 ・民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする ・過剰規制を改革し、萎縮せずに新事業にチャレンジできる仕組みを創る
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間
	同上の期間中の達成目標	「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)」として、2017 年度までに集中的に取り組を進め、次のことを目指すと定められている。 ・民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする ・過剰規制を改革し、萎縮せずに新事業にチャレンジできる仕組みを創る
	政策目標の達成状況	総合特区制度による国と地方の協議を経て、213 提案が実現する見込みがたった。
有効性	要望の措置の適用見込み	国際戦略総合特区の 7 特区において、3 法人/特区の適用があると想定。 なお、具体的にはつくば国際戦略総合特区から要望あり。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国際戦略総合特区税制 【国際戦略総合特区設備等投資促進税制】 総合特区内で当該特区の戦略に合致する事業の用に供する機械、建物等を取得してその事業の用に供した場合、特別償却又は投資税額控除ができる制度 【国際戦略総合特区事業環境整備税制】 専ら、総合特区で適用される規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う法人について、当該事業による所得の 20%を課税所得から控除できる制度
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「総合特区推進調整費」を要求。 (平成 26 年度要求額 115 億円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略総合特別区域計画」に記載された事業に対し、上記の財政支援及び要望税制措置等を一体として支援。
	要望の措置の妥当性	欠損金の繰越控除の制限は、企業の研究開発投資を委縮させる大きな要因であり、繰越控除額を拡大することで、企業の自発的な研究開発投資を喚起し、イノベーションが促進するため本措置は妥当である。
	ページ	3—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—